

【報告基準日】

- ・ 平成31年3月1日

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

ひこねじょう
彦根城

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

しがけん ひこねし
滋賀県 彦根市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡(記念工作物、建造物群を含む)

文化的景観の適用(無)

4. 資産の概要

彦根城は、17世紀から19世紀半ばの日本において、武士が戦士から統治者へ自らの役割を変えることにより、200年以上にわたって秩序ある安定した社会を維持した文化的伝統の物証である。日本列島のほぼ中央に位置する近江(現在の滋賀県)にあり、井伊家が徳川将軍家から預けられた領地を統治する拠点として機能した。

17世紀初め、徳川将軍家は、1世紀以上にわたって続いた戦乱に終止符を打ち、日本を統一した。将軍家を頂点とする武士たちは、以下の2つの動きによって新しい統治の仕組みを確立し、19世紀半ばまで内戦や対外戦争を起こすことなく、秩序ある安定した社会を維持することに成功した。

1つ目は、戦いが起こることのない、秩序ある安定した社会を維持する統治の仕組みを確立したことである。17世紀には徳川将軍家が日本全体の統治者となり、将軍から大名へ、大名からその家臣へと領地が預けられる仕組みが確立した。武士の領地に対する考え方が一変し、家臣が大名の城へ集住し、大名と家臣が組織的に領地全体を統治するようになったことで、秩序ある安定した社会を確立することができた。彦根城は、丘の上に統治の正当性と永続性を象徴する天守がそびえ、その麓に城主の住む表御殿を配置し、統治に責任を負う重臣たちの屋敷がその周囲を取り囲むという形をとっていた。この全体構成と各構成要素は、統治機能が城に集約され、将軍―大名―重臣の関係を軸とする統治の仕組みが確立したことをあらわしている。

2つ目は、統治者としての素養を高め、成長したことである。武士たちは、17世紀後半以降、統治者として必要な「徳と知」を身に付けるために、中国に由来する学問・思想であり武士の統治理念となった儒学、朝廷が伝承する和歌などの

古典的教養、武家社会が育んだ茶の湯・能・武芸などの作法・精神という3つの分野を総合的に学ぶようになった。彦根城内に設けられた玄宮園は茶の湯、和歌、漢詩、武芸などの総合的な実践の場として、藩校弘道館は家臣が学問や武芸を総合的に学ぶ場として、それぞれ機能した。武士が統治者として必要な「徳と知」を高めたことは、長く安定した秩序を維持することに寄与した。

当該期の日本では、将軍から領地を預けられた大名による統治の拠点として約200の城が機能し、これらの多くは彦根城と共通する全体構成と構成要素を持っていた。19世紀後半、武士による統治が終焉を迎えると、ほとんどの城が役割を終えて取り壊され、あるいはその後戦災などで失われたが、彦根城は例外的に保存され、現在まで伝えられている。

近代化以前の当該期の世界では、それぞれの地域ごとに異なる統治の仕組みや統治理念によって多様な社会が営まれていた。日本の武士による統治もその1つで、戦士から統治者へ自らの役割を変え、長期間にわたって秩序ある安定した社会を維持したことは、他の地域にない特色である。彦根城は、その全体構成と構成要素によって武士による統治の文化的伝統を表現できる唯一無二の物証であり、顕著な普遍的価値を有している。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 暫定一覧表記載から平成30年4月16日世界文化遺産部会報告時点（基準日：平成30年3月1日）までの取組・体制整備の状況

①担当部局の設置および県市の連絡調整のための会議の開催

- ・平成19年度 彦根市の市長部局に世界遺産担当職員1名を配置。
- ・平成20年度 彦根市の市長部局に彦根城世界遺産登録推進室を設置。
- ・平成26年度 上記推進室のほかに、彦根市教育委員会文化財部に彦根城世界遺産登録準備室を設置。滋賀県教育委員会から専門職員1名の派遣を受けた。
- ・平成27年度 彦根市の世界遺産担当部局を一本化し、教育委員会文化財部に彦根城世界遺産登録推進課を新設。引き続き滋賀県教育委員会から専門職員1名の派遣を受けた。
- ・平成26年度～ 県市の連携を密にし、作業の進捗状況や今後の進め方の協議を行うため、県市連絡調整会議を設置。平成29年度までに18回開催。
- ・平成26年度～ 県市の職員による作業グループを設置し、姫路城との差別化、比較研究など推薦に向けた課題に取り組んだ。平成29年度までに34回開催。

②学術検討委員会の設置ならびに国内外専門家の意見聴取

- ・平成23年度から29年度にかけて、ロンドン大学のタイモン・スクリーチ教授、ローマ大学のパオラ・ファリーニ教授、元イギリス文化省遺産局のクリストファー・ヤング氏、フランス国立東アジア文明研究センターのニコラ・フィエヴェ氏らを彦根市に招聘し、顕著な普遍的価値や資産の保護等について意見聴取した。
- ・平成29年5月31日、東京大学の西村幸夫教授、エクス・マルセイユ大学のニコラ・フォシェール教授を彦根市に招聘し、世界遺産登録の進め方や学術検

討委員会の立ち上げについて助言を受けた。

- ・平成29年10月23日、第1回学術検討委員会を開催し、構成資産と顕著な普遍的価値、バッファゾーンの範囲、保存管理計画や比較研究について助言を受けた。
- ・平成30年2月1日、第2回学術検討委員会を開催し、構成資産による顕著な普遍的価値の証明方法、保存管理や比較研究の課題について助言を受けた。

(2) 平成30年4月16日世界文化遺産部会報告(基準日:平成30年3月1日)以降、本報告書作成時点(基準日:平成31年3月1日)までの取組・体制整備の状況

① 県市の連絡調整のための会議の開催および彦根市庁内連絡調整会議の設置

- ・平成30年5月18日、県市打ち合わせ会議の開催。
- ・平成30年7月18日、県市打ち合わせ会議の開催。
- ・県市担当者による推薦書原案(骨子)の検討会議を以下の日程で計17回実施。
平成30年4月17日、5月17日、5月30日、6月14日、7月2日、7月13日、8月7日、8月17日、8月27日、9月5日、9月19日、10月16日、10月26日、11月5日、11月20日、11月27日、12月12日
- ・平成30年11月8日、県市連絡調整会議(別紙4)を開催。彦根城の顕著な普遍的価値の方向性を確認するとともに、今年度内に推薦書原案(骨子)を作成し文化庁に提出する方針を決定。
- ・平成31年2月14日、彦根市の庁内ワーキング会議(別紙5)を開催。推薦書原案(骨子)の内容について意見交換。
- ・平成31年2月26日、彦根市の彦根城世界遺産登録にかかる庁内連絡調整会議(別紙5)を開催。推薦書原案(骨子)の内容を共有し、滋賀県を通じて文化庁に提出することについて了承。

② 学術検討委員会の設置ならびに国内外専門家の意見聴取

- ・平成30年4月16日、京都工芸繊維大学の清水重敦教授と意見交換。
- ・平成30年5月11日、京都府立大学の宗田好史教授と意見交換。
- ・平成30年6月20日、筑波大学の稲葉信子教授と意見交換。
- ・平成30年10月22日、エクス・マルセイユ大学のニコラ・フォシェール教授を招聘し、意見交換。
- ・平成30年10月29日、筑波大学の稲葉信子教授、東京文化財研究所の西和彦国際情報研究室長(学術検討委員会委員)と意見交換。県市で検討している彦根城の顕著な普遍的価値の方向性について、概ね妥当である旨の評価を得た。
- ・平成30年11月29日、滋賀県立大学の中井均教授と意見交換。
- ・平成31年2月13日、京都府立大学の宗田好史教授と意見交換。推薦書原案(骨子)を現状の成果として文化庁に提出することに理解を得る。
- ・平成31年2月15日、筑波大学の稲葉信子教授、東京文化財研究所の西和彦国際情報研究室長と意見交換。推薦書原案(骨子)を現状の成果として文化庁

に提出することに理解を得るとともに、今後議論すべき課題についての指導。

- ・平成31年2月20日、学術検討委員会を開催。推薦書原案（骨子）について検討。現状の成果として文化庁に提出することに理解を得るとともに、今後の課題についても多くの意見を得た。（出席者：清水委員・岩本委員）
（学術検討委員会の委員名簿は別紙3のとおり）

③文化庁との協議

- ・文化庁の調査官と県市担当者との協議を以下の日程で計4回実施。
平成30年5月1日、6月20日、9月10日、平成31年2月18日

④先進地の視察、研究会への参加

- ・4月25日、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議を訪問。
- ・9月28日、世界遺産研究協議会（東京文化財研究所）に参加。
- ・10月24日、世界文化遺産の遺産影響評価に関する報告会（東京文化財研究所）に参加。

⑤講演会の開催と応援組織の立ち上げ

- ・平成30年5月28日、市民による応援組織「彦根城世界遺産登録 意見交換・応援1000人委員会」が設立された。当委員会では、ロゴマークの選定やバナーフラッグ、ポスターの制作など、普及啓発活動を中心に意見をいただいた。
- ・平成30年10月5日～平成31年2月16日、彦根商工会議所との共催事業として、市内の公民館を巡回する文化セミナー「世界遺産について学ぶ」を開催（全9回）。世界遺産登録を目指す意義や彦根城の価値について説明。
- ・平成30年10月22日、エクス・マルセイユ大学のニコラ・フォシェール教授による講演会「世界からみた彦根城」を開催（「1000人委員会」の全体研修会）。
- ・平成30年10月23日～26日、日本イコモス国内委員会と実行委員会を組織し、ICOFORT彦根大会を開催。ICOFORTはイコモスの下部組織で、城郭・城塞都市などの研究・保存についての国際学会である。大会では、彦根城と城下町の特質について発表を行い、彦根城の価値について意見交換を行った（別紙6）。

6. 推薦に向けた課題

（1）平成30年4月16日の文化審議会世界文化遺産部会において、彦根城に対する課題が明らかにされた。

- ・顕著な普遍的価値の妥当性に関する検討。
- ・主張する価値とそれを証明する構成資産との対応関係に関する検討。
- ・主張する価値に立脚した比較研究の実施。
- ・開発圧力が比較的強い都市域において、特に資産周辺における影響をいかに制御するか。
- ・主張する価値等について国内外で広く共有を図ることが必要。

平成30年度には、これらの課題に対して、学術検討委員会委員をはじめとする国内外の専門家との意見交換を行い、顕著な普遍的価値を「江戸時代の統治の

仕組み」を主題とするものとし（別紙7）、統治の拠点であった「第二の堀より内側の範囲および埋木舎」を資産範囲とした（別紙8）。

このような価値に立脚し、姫路城を含む国内の城郭とは、統治に必要な諸施設が城内に設けられていたか、現在も保存されているかという観点から比較を行い、彦根城が江戸時代の統治の文化的伝統を現存する資産によってあらわすことのできる唯一の例であるという結論に達した。国際比較からは、同様の特徴を持つ城郭は世界遺産に登録されていないとの結論を得た。

また、これによって、開発圧力の強い都市域を資産範囲から除外し、緩衝地帯として保存管理を検討することとした。

（2）今後の課題については以下のように考える。

- ・ 「顕著な普遍的価値」のさらなる検討を進め、より精緻なものにすること。
- ・ 「顕著な普遍的価値」に対応する資産範囲を「第二の堀より内側の範囲および埋木舎」とすることの妥当性の説明。
- ・ 国内比較において、天守、御殿、重臣屋敷、庭園、藩校を「統治に必要な構成要素」とすることの妥当性の説明。
- ・ 「顕著な普遍的価値」に立脚した国際比較をより精緻なものにすること。
- ・ 緩衝地帯の範囲の妥当性の確保と必要な計画等の立案。
- ・ 包括的保存管理計画の実施に向けての計画的な作業の実施。
- ・ 地元の理解と支援を深めること。
- ・ 国内外に向けて価値を発信し、彦根城に関する研究を充実させること。

7. 基準の適用

登録基準（iii）

彦根城は、17世紀から19世紀半ばの日本において、武士が戦士から統治者へ自らの役割を変えることにより、200年以上にわたって秩序ある安定した社会を維持した文化的伝統の物証である。

登録基準（iv）

彦根城は、世界の地域ごとに異なる統治の仕組みや統治理念によって多様な社会が営まれていた近代化以前の段階において、戦士から統治者へ転換した武士が200年以上にわたって秩序ある安定した社会を維持したことをあらわす建築の集合体の顕著な見本である。

登録基準（vi）

彦根城は、17世紀から19世紀半ばの日本において、武士が戦士から統治者へ転換し、秩序ある安定した社会を確立・維持したという出来事と直接的に関連している。

8. 真実性／完全性の証明

（1）真実性

本資産の真実性は、彦根城および各構成要素の調査研究によって裏付けられて

いる。彦根城全体と資産範囲内の建造物、考古学的遺構、庭園、石垣・堀などの構成要素は、以下の各属性に基づく高い真実性を保っている。

①形状・意匠

構成要素のうち建造物は、いずれも修理を重ねながら江戸時代の形状・意匠を保っている。御殿跡、重臣屋敷跡、藩校跡は、発掘調査によって絵図と一致する形状の建物跡、屋敷の境界などの考古学的遺構が確認されている。玄宮園は、絵図と一致する形状・意匠を保っている。石垣は、修理の際には記録に基づいて修理前と同じ形状に積み直されており、江戸時代の形状・意匠を保っている。

②材料・材質

構成要素のうち建造物は、修理の際に可能な限り当初の部材を使用し、損傷の著しい部材は同じ材料・材質のものに取り換えている。石垣の修理では、修理前の石材をそのまま使用するが、欠損部分については周囲に落下または城内で保管されている同じ材質の石材により補っている。

③用途・機能

武士による統治の文化的伝統を伝える史跡として広く公開・活用されている。特に天守は彦根のシンボルとして、玄宮園は文化的な活動を追体験する場として、現在も機能している。

④伝統・技能・管理体制

構成要素のうち建造物、庭園、石垣は、いずれも修理を重ねながら保存されているが、江戸時代と同様の伝統的な技法が用いられている。

⑤所在地・周辺環境

彦根城とその大部分の構成要素は、築城当初から位置を変えずに存続している。緩衝地帯については、景観法や都市計画法等に基づく規制によって、全体として望ましい周辺環境が維持されている。

(2) 完全性

本資産の顕著な普遍的価値をあらわす全ての要素は資産範囲内に含まれており、資産範囲は過不足なく適切に設定されている。資産は、開発や管理放棄による悪影響を受けることなく、適切に保存管理され、良好な状態である。

①顕著な普遍的価値を表現するのに必要な要素が全て含まれているか。

江戸時代の武士による統治の仕組みは、将軍－大名－重臣の関係を軸とする統治の仕組みが確立され、大名の城へ重臣が集住し、彼らが組織的に統治を担ったことを特徴としている。将軍－大名－重臣の関係は、将軍と城主との関係を象徴する天守、城主の居住空間である御殿、重臣が集住した空間である重臣屋敷と、これらの位置関係によって示されている。大名の城への重臣の集住は、御殿の周囲に重臣屋敷が配置されたことによって読み取れる。大名と重臣による組織的な統治は、合議や儀礼の場となった御殿を中枢として展開された。

武士たちは、統治者に必要な「徳と知」を身に付け、統治者として成長するために、武士の統治理念となった儒学、和歌などの古典的教養、茶の湯・能・武芸などの作法・精神を総合的に学んだ。庭園は、城主とその家族、重臣らが、和歌、

漢詩、茶の湯、武芸などを総合的に実践する場となった。藩校は、家臣が学問と武芸を総合的に学ぶ場となった。

これらの構成要素は、石垣・堀によって厳重に区画された範囲内に配置され、互いに結びつき、一体となって統治の拠点として機能していた。

以上のように、本資産の範囲に含まれる天守、御殿、重臣屋敷、庭園、藩校、石垣・堀などの構成要素とその位置関係は、武士による統治の文化的伝統を過不足なく表現しており、資産全体として顕著な普遍的価値をあらわしている。

②資産の重要性を示す特質や背景を不足なく代表するために、適切な規模が確保されているか。

本資産の範囲は、第一の堀によって区画された一の郭、第二の堀によって区画された二の郭の全域と、第二の堀の外側のうち埋木舎である。武士による統治の文化的伝統を表現するために必要な上記の構成要素は、全てこの範囲に含まれている。

③開発および／または管理放棄による負の影響を受けているか。

本資産は、文化財保護法に基づく特別史跡に指定されている範囲と、その指定範囲に挟まれた市道の一部範囲から成る。この範囲内には、文化財保護法に基づく国宝1件、重要文化財5件、名勝1件が含まれている。行政および所有者は、文化財保護法に基づいて本資産を適切に保存管理しており、顕著な普遍的価値を損なうような開発や管理放棄による負の影響は生じない。ただし、資産の内部には阻害要素となる施設等もあり、今後の課題となっている。また、自然災害への対応策を検討する必要もある（別紙9）。

緩衝地帯は、景観法や都市計画法等に基づく規制により、望ましい周辺環境が保全されている。

9. 類似資産との比較研究

（1）同種の世界遺産および暫定一覧表記載資産との比較

既登録の世界遺産のうち、「城（castle, fort, citadel またはその派生語）」として登録されているものを対象とし（アジアの場合は暫定一覧表記載資産を含む）、資産に統治の仕組みがあらわれているかを分析した。その結果、世界遺産および暫定一覧表記載資産の城には統治の拠点となったものがあるが、統治の正当性の象徴となる施設を中心に、統治者の居住・執務空間があり、統治者全体の居住地が配置され、教養・学問の施設を備えたものは存在しないことが明らかになった。特に、統治者の集団が集住し、その居住地が秩序をもって配置されている城は例外的である。江戸時代の日本の城の構成によってあらわされる統治の仕組みは、他国にはみられない。

今後は、以上の検討に加えて、江戸時代の統治の仕組みが世界史的な重要性を持つことを示すために、当該期の各国（各地域）の統治の仕組みを比較し、その多様性と日本の江戸時代が持つ特色を確認することが必要と考えている。

（2）日本国内における同種の資産との比較

江戸時代に将軍および大名の統治拠点となった全ての城を対象とし、全体構成

と統治に関連する構成要素の江戸時代における状態、現在の保存状態を比較した。その結果、これらの城のうち、教科書的な構成を持ち、天守、御殿、重臣屋敷、庭園、藩校という 5 つの構成要素が真実性・完全性をもって全て保存されているのは、彦根城だけであることが明らかになった。彦根城は、現存する資産によって、江戸時代の武士による統治の文化的伝統をあらわすことのできる無二の存在といえる。

10. 構成資産の一覧表及び範囲図

一覧表 別紙 1 のとおり

範囲図 別紙 2 のとおり

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の範囲図と適用される規制の内容

(1) 緩衝地帯の範囲図

別紙 2 のとおり

(2) 適用される規制の内容

現在、緩衝地帯に対して景観法、屋外広告物法、都市計画法、文化財保護法等に基づいた土地利用規制および保護・保全計画を設けている。また、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、緩衝地帯を含む範囲の歴史的風致の向上に努めている。

なお、旧城下町地域を基本に緩衝地帯の範囲を設定したため、資産および緩衝地帯の北側(旧内湖地域)は、現時点では緩衝地帯に含んでいない。

12. 保存活用計画等の策定状況

(1) 策定済みの計画

- ・特別史跡彦根城跡保存活用計画(平成 28 年 3 月)

(2) 策定予定の計画

- ・特別史跡彦根城跡整備基本計画(平成 31 年度から改定)
- ・名勝玄宮楽々園保存活用計画(平成 31 年度から策定)
- ・特別史跡彦根城跡内国宝・重要文化財建造物保存活用計画
(現在耐震診断を実施しており、その結果を受けて策定する予定)
- ・包括的保存管理計画(平成 32 年度以降)

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

- ・平成 30 年度 推薦書原案(骨子)を文化庁へ提出
- ・平成 31～33 年度 推薦書原案の作成、諸計画の策定
- ・平成 34 年度 ユネスコへの推薦決定、推薦書提出
- ・平成 36 年度 世界遺産登録(目標)

14. その他

特になし